

第 号
年 月 日

様

(〇〇地方局長)

印

住居確保給付金支給再開通知書

年 月 日第 号により支給停止した住居確保給付金について、下記のとおり支給を再開することとしたので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給再開時期 年 月分 (年 月家賃相当分) から
年 月分 (年 月家賃相当分) まで

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次のアからオまでの常用就職に向けた求職活動等（生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者が受給を始めて1～9か月目においては、ア、イ、エ及びオに代わって、カ及びキの求職活動等）を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - ア 公共職業安定所（以下、「ハローワーク」という。）への求職申込み
 - イ 常用就職を目指す求職活動を行うこと
 - ウ 月に1回以上の自立相談支援機関との面談等を受ける
 - エ 月に2回のハローワークにおける職業相談等
 - オ 週に1回以上の企業等への応募・面接の実施
 - カ 申請・延長・再延長の際、休業等の状況について自立相談支援機関へ報告
 - キ 申請・延長・再延長決定時に、自立相談支援機関における面談を実施し、本人に応じた活動方針（プラン）を決定する
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（様式6）」を提出してください。
- 3 生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、〇〇〇〇（自立相談支援機関）に申し出てください。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。）の翌日から起算して50日（当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。